

新旧対比表

新	旧	備考
札幌市交通局建築工事監理業務委託共通仕様書 第1章 総則 (略) 第2章 工事監理業務の内容 工事監理業務は、一般業務及び追加業務とし、それらの業務内容は次に掲げるところによる。 2. 1 一般業務の内容 一般業務の内容は、令和6年国土交通省告示第8号（以下「告示」という。）別添一第2項に掲げるもののうち、次の1及び2に掲げる業務とし、受託者は担当職員の指示に従い、業務計画書に記載した業務方針に基づいて行うものとする。 1. 工事監理に関する業務 (略) (3) 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告 (略) (ii) 工事材料、設備機器等の検討及び報告 ① 設計図書の定めにより工事の受注者等が提案又は提	札幌市交通局建築工事監理業務委託共通仕様書 第1章 総則 (略) 第2章 工事監理業務の内容 工事監理業務は、一般業務及び追加業務とし、それらの業務内容は次に掲げるところによる。 2. 1 一般業務の内容 一般業務の内容は、平成31年国土交通省告示第98号（以下「告示」という。）別添一第2項に掲げるもののうち、次の1及び2に掲げる業務とし、受託者は担当職員の指示に従い、業務計画書に記載した業務方針に基づいて行うものとする。 1. 工事監理に関する業務 (略) (3) 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告 (略) (ii) 工事材料、設備機器等の検討及び報告 ① 設計図書の定めにより工事の受注者等が提案又は提	告示文番号の変更

る場合は、委託者の承諾を得なくてもよいものとする。 (略) 3. 16 契約内容の変更 (略) 2. 受託者は、前項の規定において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。 (1) 3. <u>10</u>の規定に基づき担当職員が受託者に指示した事項 (略)	諾を得なくてもよいものとする。 (略) 3. 16 契約内容の変更 (略) 2. 受託者は、前項の規定において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。 (1) 3. <u>14</u>の規定に基づき担当職員が受託者に指示した事項 (略)	項番修正
---	---	-------------